

令和5年度

～補助金・奨励金のお知らせ～



ふくい業務改善・賃上げ応援事業

(A) 補助金

国の「業務改善助成金」※に
県独自の乗せ

国の「業務改善助成金」
支給決定額の $\frac{1}{10}$ を支給



※厚生労働省「業務改善助成金」についてはこちらをご確認ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyou/03.html



「業務改善助成金」

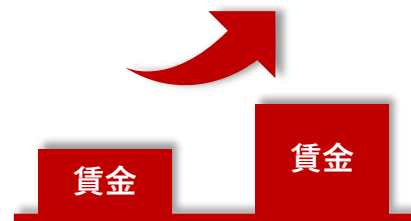


(B) 奨励金

1事業者あたり

最大 **100万円**

対象となる労働者1人あたり 10万円



- ✓ 国の「業務改善助成金」の申請者で、事業場内最低賃金を全国平均(1,004円)以上に引き上げる事業者を対象



申請期限 令和6年3月11日

詳細については県ホームページをご確認ください

URL: <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoushien/r5chinageouen.html>

お問合せ

福井県産業労働部労働政策課 働き方改革G
〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
TEL:0776-20-0389 FAX:0776-20-0648
E-Mail: rousei@pref.fukui.lg.jp



「福井県ホームページ」

詳しくは裏面へ！

(A)補助金

厚生労働省の「業務改善助成金」に県独自で上乗せ支援を行います

補助対象

厚生労働省の「業務改善助成金」を申請し、令和5年4月1日～令和6年3月11日までの期間に交付決定を受けた事業者

提出書類

- 国の「業務改善助成金」の
交付額確定および支給決定通知書の写し
- (A)支給申請書兼請求書(様式1)
- 参考資料(様式2)
- 振込先口座の預金通帳の写し

手続きの流れ



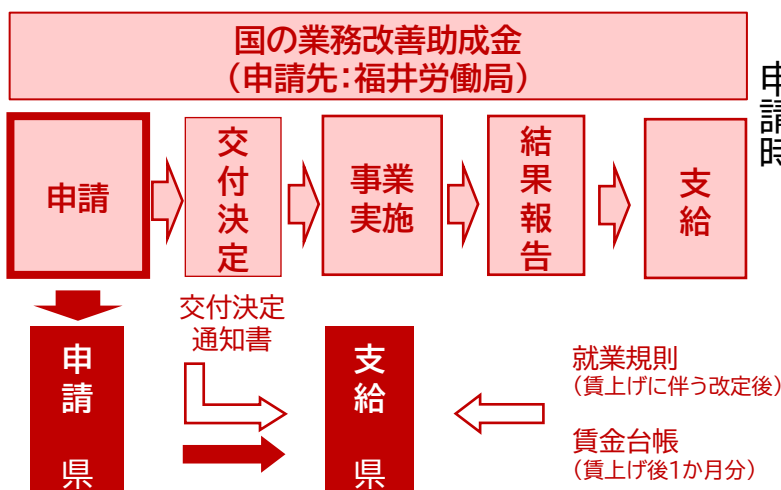
(B)奨励金

事業場内最低賃金を全国平均以上(1,004円)に引き上げた場合、奨励金を支給します

支給対象

- 厚生労働省の「業務改善助成金」を申請し、令和5年4月1日～令和6年3月11日までの期間に交付決定を受けた中小企業事業者
- 県内事業場の事業場内最低賃金を全国平均(1,004円)以上に引き上げた事業者

手続きの流れ



提出書類

- 申請時
- 国の「業務改善助成金」の
事業実施計画書の写し
 - (B)支給申請書兼請求書(様式1)
 - 振込先口座の預金通帳の写し

<国の助成金交付決定後>

- 国の「業務改善助成金」の
交付決定通知書の写し

<賃金引上げ後>

- 賃上げに伴う改定後の就業規則
- 賃金台帳(賃上げ後1か月分)

(B)ふくい業務改善・賃上げ応援事業 奨励金
(申請先: 福井県労働政策課)